

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>第四条（高度化基準の認定） （略）</p> <p>2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 製造過程の管理の高度化の目標</p> <p>二 製造過程の管理の高度化の内容に関する基準</p> <p>3（略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p> <p>第八条（高度化計画の認定） （略）</p> <p>2 高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 製造過程の管理の高度化の目標</p> <p>二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期</p> <p>3（略）</p> <p>（高度化計画の変更等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 認定法人は、認定事業者が前条第一項の認定に係る高度化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度化計画」という。）に従って製造過程の管理の高度化を行っていないと認めるときは、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その認定を取り消すことができる。</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>第四条（高度化基準の認定） （略）</p> <p>2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 製造過程の管理の高度化の目標</p> <p>二 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備の基準</p> <p>3（略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p> <p>第八条（高度化計画の認定） （略）</p> <p>2 高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 製造過程の管理の高度化の目標</p> <p>二 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備に関する事項</p> <p>3（略）</p> <p>（高度化計画の変更等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 認定法人は、認定事業者が前条第一項の認定に係る高度化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度化計画」という。）に従って施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>

<p>第十条～第十七条 (略)</p> <p>(認定業務規程)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならぬ。</p> <p>4 (略)</p> <p>第十九条～第二十一条 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第十八条第四項又は前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>五 (略)</p> <p>第二十三条～第二十六条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(この法律の廃止)</p> <p>第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>第十条～第十七条 (略)</p> <p>(認定業務規程)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第十九条～第二十一条 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第十八条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>五 (略)</p> <p>第二十三条～第二十六条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(この法律の廃止)</p> <p>第二条 この法律は、この法律の施行の日から五年以内に廃止するものとする。</p> <p>第三条 (略)</p>
--	--